

上越市立里公小学校いじめ防止基本方針

平成 31 年 3 月策定

令和 2 年 4 月改定

令和 4 年 3 月改定

令和 5 年 3 月改定

令和 6 年 4 月改定

1 いじめ防止等のための基本的な方向

(1) いじめに対する基本的な考え方

＜いじめ防止対策推進法 第2条 (いじめの定義)＞

いじめとは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。また、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる。したがって、学校の教育活動全体を通じて、すべての子どもに「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために学校は、日頃から子どもをよく見て理解し、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめ防止等に関する取組の年間指導計画を作成する。
(いじめ防止等にかかわる年間指導計画)
- ③ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

- ① 設置の目的
法の 22 条を受け、本校には、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。
- ② 構成員
校長・教頭・教務・生活指導主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・当該学級の担任（必要に応じて、スクールカウンセラー）

③ 役割内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある子どもへの事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(4) 地域・保護者との連携

- ① PTA総会において、いじめ防止等に関する保護者の責務や学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。
- ② いじめ見逃しゼロスクール集会の取組を伝える。
- ③ 地域からの「あいさつ」や声掛け、見守りを通して、子どもとのつながりを呼び掛ける。

(5) 関係機関との連携

- ① 警察、児童相談所、市教委、民生委員、育成委員との連携
- ② 中学校区幼保小中の連携の強化
 - ア 中学校と連携した「いじめ見逃しゼロスクール集会」の実施
 - イ 年2回の保小連絡会の実施

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ① 子どもの話をよく聞き、子どもの様子をよく見て、子どもの書いたものをよく読み、子ども理解に努める。
- ② 子どもの活動や努力を認め、自己肯定感や自己有用感を育む授業づくり、学級経営に努める。
- ③ 体験活動と道德の時間を関連させた心に響く道德授業の工夫を行い、道德教育の充実を図る。
(教育計画「道德の年間指導計画」参照)
- ④ 人権教育、同和教育の充実を図る。
(教育計画「人権・同和教育の年間指導計画」参照)
- ⑤ 子どもの手によるいじめ防止活動を奨励し、適切な指導、支援を行う。
(いじめ見逃しゼロスクール集会)
- ⑥ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。かつ、「里公小のやくそく」にも使用のルールを掲載し指導する。
- ⑦ 職員室での会話を大切にし、日常的に職員間による子どもにかかわる情報交換を行う。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 毎月「こころのアンケート」を実施し、児童一人一人の悩みを早期に把握する。「こころのアンケート」には、学校内のことだけでなく、「インターネット上でのいじめ」に関する項目も入れる。

重大事態発生時の対応の流れ

想定される重大事態

子どもがいじめを受けたことにより

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより子どもが、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（*「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間 30 日を目安とするが、日数だけでなく、ここの状況等を十分把握した上で判断する。）などの状況となったこと

重大
事態発生

里 公 小 学 校

教育委員会に報告

【学校の設置者が調査主体となった場合】

- ① 設置者の調査組織に必要な資料提出等、調査に協力する。

【学校が調査主体となった場合】

- ① いじめ・不登校対策委員会で方針検討・役割分担
- ② 事実確認 ・ 被害者 ・ 加害者 ・ 傍観者 ・ 聴衆
- ③ いじめ・不登校対策委員会で事実の突合せ
- ④ 加害者・傍観者・聴衆への指導、被害者のケア
- ⑤ 教育委員会に調査結果を報告…指導・助言を受ける。
- ⑥ 関係保護者への情報提供、話し合い

市教委の指導・助言を受けながら必要な措置を行う。

上越市教育委員会

JAST 上越あんぜんサポートチーム

○資料の提供

諮問

上越市いじめ防止対策等専門委員会

（重大事態の調査のために設置）

○提供を受けた資料の審議

調査結果の報告

上越市教育委員会

○調査結果の受理

上越市立里公小学校 いじめ防止等のための年間計画

月	主な学校行事	いじめ防止等に関する取組		
		未然防止	早期発見	その他
4	入学式 PTA総会 家庭確認・教育相談	保護者への啓発活動 友達のよいところ探し 仲間作りゲームなどの学級作り	こころのアンケートの実施 教育相談(毎月最終週) 児童情報交換会…毎週月曜日	学校基本方針の確認(職員会議) 学校の実態把握 家庭での実態把握 職員の情報交換
5	遠足 体育大会	縦割り班での交流 第1回全校SSE	こころのアンケートの実施	
6	学校運営協議会 学習参観		Q-Uアンケート 第1回教育相談 こころのアンケートの実施	学校運営協議会での情報交換
7	個別懇談	縦割り班での交流 保護者との情報交換	学校評価 こころのアンケートの実施	取組評価
8				生徒指導研修 地域の見回り 職員の情報交換
9	保小交流会 学校運営協議会	保護者への啓発活動 園児と児童の交流 第2回全校SSE	こころのアンケートの実施	学校運営協議会での情報交換
10	学習参観 (人権に関わる学習)	保護者との情報交換	Q-Uアンケート こころのアンケートの実施	
11	閉校記念式典 個別懇談	保護者との情報交換	第2回教育相談 こころのアンケートの実施	
12	いじめ見逃しゼロスクール集会 (中学校区)	いじめ見逃しゼロスクール集会	こころのアンケートの実施 学校評価	小中によるいじめ防止の取組の確認 取組評価
1		第3回全校SSE	こころのアンケートの実施	
2	学校運営協議会 PTA総会 学習参観	縦割り班での交流 保護者との情報交換	こころのアンケートの実施	学校運営協議会での情報交換
3	6年生を送る会 卒業式	縦割り班での交流	こころのアンケートの実施	取組評価 職員の情報交換